

令和7年8月27日

愛知県中小企業団体中央会
会長 山口 高広 様

愛知県知事 大村 秀章



愛知労働局長 小林 洋子



若者や女性に選ばれる
地域の働き方・職場改革等に
関する要請書

謹啓 立秋の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より愛知県の労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

近年、地方では、人口流出や出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進み、高齢化が進むことで労働供給制約や人手不足が進行し、地域社会の維持・存続の大きな課題となっています。

特に、地方から都市部への若年層の人口流出が指摘され、中でも若年女性にその傾向が強いことが指摘されています。若年女性が地元を離れた理由として、「希望する進学先が少なかった」ことや「やりたい仕事や就職先が少なかった」ことが挙げられていますし、東京圏在住の若年女性が地方に居住する条件として「希望する仕事がある」「納得できる給与水準の仕事がある」を挙げています。

愛知県においても、6年連続で転出超過の状況にあり、特に東京圏に対しては20歳から29歳の転出超過数が多くなっています。また、男女間賃金格差は、2024年では73.8%と全国(75.8%)に比べて低く、管理職に占める女性労働者の比率は最も低くなっています。

こうした状況を踏まえ、若者・女性の転出行動に影響を与える「職場」に問題意識を持ち、地方における魅力ある働き方・職場づくりを起点にした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者や女性にも選ばれる地域づくり」の実現に向けた取組を国と県が一体となって推進していく必要があります。

そこで愛知県では、積極的に地域に出向き、経済団体の皆様に御協力をいただきながら、「女性の採用」など、中小企業における魅力的な職場づくりに繋がる優良事例をとりまとめて発信しております。こうした取組を通じて、市町村・地元企業・経済団体の連携ネットワークを構築し、女性活躍の取組を県内の中小企業に広げてきているところです。

令和7年6月11日付けで公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」では、一部が改正され、男女間賃金差異の公表の義務対象が労働者301人以上の企業から101人以上の企業に拡大し、管理職の女性比率の公表が新たに101人以上の企業に義務付けられることが盛り込まれました。

また、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

これらの法改正は、多様な人材がその能力・経験を十分に発揮できる就業環境の実現に向けて、ハラスメントのない職場づくりと女性活躍の更なる推進を目的として行ったものです。

貴団体及び傘下企業におかれましては、魅力ある働き方・職場づくりに、これまでも御尽力いただいているところではございますが、若者や女性が働きたいと思える魅力的な職場環境の実現には、各企業の御理解と御協力が不可欠となります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下企業事業主の皆様に対し、県における取組及び改正法の内容について御周知いただくとともに、各企業が積極的に取り組んでいただけるよう御指導をお願い申し上げます。

敬 白